

地域包括支援センター職員研修について

- 地域包括支援センター（以下、「センター」）が、地域包括ケアを支える中核機関として、総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務を円滑かつ適切に実施していくためには、センターの体制整備を推進するとともに、研修等の実施による職員の資質向上を図ることが重要である。
- これまでも都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」）においては、「介護サービス適正実施指導事業」のメニュー事業である「地域包括支援センター職員等研修事業」により、センター職員等に対して、業務を行う上で必要な知識の習得、技能の向上を図ることを目的とした研修を実施いただいているところである。
- 一方、平成18年度における各都道府県のセンター職員に対する研修の実施状況をみると、多くの都道府県において独自に業務内容別の研修や地域別に細分化した研修等を行っている状況にある。（＊）

（＊）「地域包括支援センターのあり方に関する基礎調査研究報告書～地域包括支援センター

職員の資質向上について～（財団法人長寿社会開発センター）」

回答43か所中、32か所（74.4%）が独自に研修を実施。

- 厚生労働省としても、都道府県等におけるセンター職員の資質向上を図るための取組みを支援する観点から、今年度より「地域包括支援センター職員等研修事業」の実施要綱を一部改正し、さらに都道府県等がセンター職員等に対する多様な研修を実施できるようにしたところであり、地域における研修機関や関係団体等と連携を図りながらセンター職員等の資質向上に努めていただきたい。

- なお、「介護サービス適正実施指導事業」にかかる国庫補助協議については、「平成19年度在宅福祉事業費補助金に係る協議資料の提出について（依頼）」（平成19年5月25日老計発第0525001号）において行われているところであるが、当協議については昨年度同様に追加協議が行われる予定である。「地域包括支援センター職員等研修事業」について追加協議を行う場合は、追加協議書を追加協議書提出期限までに老健局計画課予算福祉係まで提出願いたい。

【参考】「介護サービス適正実施指導事業の実施について」

（平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知）

改正後（新）	改正前（旧）
（前略）	（前略）
（2）事業内容 ア 地域包括支援センター職員研修 （中略）	（2）事業内容 ア 地域包括支援センター職員研修 （中略）
（イ）実施主体 <u>事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業の全部又は一部を「地域包括ケア・介護予防研修センター」（以下「研修センター」という。）等適当と認められる団体に委託することができるものとする。</u>	（イ）実施主体 <u>事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とし、その事業を「地域包括ケア・介護予防研修センター」（以下「研修センター」という。）に委託して実施するものとする。</u>
（後略）	（後略）